



鳥取県公報

平成18年 8月10日(木)
号外第119号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	一般国道の区域の変更 (584) (道路企画課)	1
	一般国道の供用の開始 (585) (")	1

告 示

鳥取県告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
482号	変更前	日野郡江府町大字下蚊屋字又市谷338地先から同大字字下瀬戸44 - 1地先まで	6.0 ~ 48.0	1,035.0
	変更後	日野郡江府町大字下蚊屋字又市谷338地先から同大字字下瀬戸44 - 1地先まで	8.2 ~ 134.0	1,160.0
		日野郡江府町大字下蚊屋字廣畑63 - 5地先から同大字字垣ノ内119 - 9地先まで	6.0 ~ 14.5	513.0

鳥取県告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年 8月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
482号	日野郡江府町大字下蚊屋字又市谷338地先から同大字字下瀬戸44 - 1 地先まで	平成18年8月10日